

商工・観光事業の取扱いについて

商工・観光事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-21 商工・観光事業の取扱い
商工・観光事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 商工関係事業 (1) 中小企業振興融資資金及び利子補給制度については、合併時までに調整する。 (2) 商工会、商工団体及び工業団地への助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (3) その他商工関係事業については、合併時までに調整する。 2. 観光関係事業 (1) 観光関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 観光協会については、合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。 (3) 海岸の管理及び海水浴場公営駐車場の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 海水浴場の管理については、合併時までに調整する。 (5) 海岸保全区域占用許可については、成東町の例により合併時までに調整する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-21 商工・観光事業 の取扱い	商工・観光事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 商工関係事業 (1) 中小企業振興融資資金及び利子補給制度については、合併時までに調整する。 (2) 商工会、商工団体及び工業団地への助成については、現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (3) その他商工関係事業については、<u>合併時までに調整する。</u> 2. 観光関係事業 (1) 観光関係事業については、現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 観光協会については、合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。 (3) <u>海岸の管理及び海水浴場公営駐車場の管理については、現行のとお市新市に引き継ぐ。</u> (4) <u>海水浴場の管理については、合併時までに調整する。</u> (5) <u>海岸保全区域占用許可については、成東町の例により合併時までに調整する。</u>	商工・観光事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 商工関係事業 (1) 中小企業振興融資資金及び利子補給制度については、<u>東金市の例を基本に合併時までに調整する。</u> (2) 商工会議所、商工会、商工団体及び工業団地への助成については、現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (3) その他商工関係事業については、<u>合併時統一に向け調整する。</u> 2. 観光関係事業 (1) 観光関係事業については、現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 観光協会については、合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。 (3) <u>海水浴場及び海岸の管理については、現行のとお市新市に引き継ぎ、新市において調整する。</u> <u>ただし、海水浴場の開設期間及び管理業務については、地域の実情を踏まえ合併時までに調整する。</u>

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-21 商工・観光事業の取扱い
------	-------------------

調整の方針	商工・観光事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 商工関係事業 (1) 中小企業振興融資資金及び利子補給制度については、合併時まで調整する。 (2) 商工会、商工団体及び工業団地への助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (3) その他商工関係事業については、合併時まで調整する。 2. 観光関係事業 (1) 観光関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 観光協会については、合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。 (3) 海岸の管理及び海水浴場公営駐車場の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 海水浴場の管理については、合併時まで調整する。 (5) 海岸保全区域占用許可については、成東町の例により合併時まで調整する。
-------	---

144

項 目	現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
商工関係事業							
【中小企業振興融資資金】		(貸付金額及び期間) 運転資金 500万円以内 3年以内 設備資金 1000万円以内 7年以内 (貸付利率) 1年以上3年以内 2.9% 3年超～7年以内 3.3%	(貸付金額及び期間) 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 1000万円以内 10年以内 特別小口貸付金 200万円以内 3年以内 (貸付利率) 3年以内 3.1% 3年超～5年以内 3.5% 5年超～10年以内 3.7%	(貸付金額及び期間) 長期経営資金 運転資金 700万円 5年以内 設備資金 1000万円 7年以内 短期経営資金 運転資金 500万円 1年以内 (貸付利率) 1年以内 2.5% 5年以内 3.2% 7年以内 3.4%	(貸付金額及び期間) 長期経営資金 運転資金 700万円 3年以内 設備資金 1000万円 7年以内 短期経営資金 運転資金 500万円 1年以内 (貸付利率) 1年以内 2.5% 3年以内 3.0% 7年以内 3.4%	融資、利子補給制度の内容については合併時までに調整する。	
【貸付金融機関】		(貸付金融機関) 千葉銀行 銚子信用金庫	(貸付金融機関) 千葉/京葉銀行 千葉信用金庫	(貸付金融機関) 千葉銀行 銚子信用金庫	(貸付金融機関) 千葉/京葉銀行 銚子信用金庫		

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【中小企業資金融資利子補給事業】			(H15予算) 23,189千円 (利子補給率) 融資資金利子補給 3.0%以内 国、県運営資金利子補給 1.0%以内	(H15予算) 861千円 (利子補給率) 年3.0%以内	(H15予算) 175千円 (利子補給率) 年4.0%以内	(H15予算) 300千円 (利子補給率) 年4.0%以内	
【預託金】			(H15予算) 20,000千円	(H15予算) 20,000千円	(H15予算) 20,000千円	(H15予算) 25,000千円	
【融資資金運営審議会等】			成東町中小企業資金融資 運営委員会 (融資額が500万円超の場合に開催) 町議会議員 2名 融資金融機関代表 2名 商工会代表 1名 学識経験者 3名	山武町中小企業振興融資 資金運営審議会 (貸付額に関係なくすべて開催する) 金融機関代表 3名 商工会代表 1名 知識経験者 3名	蓮沼村中小企業振興融資 資金運営審議会 (必要に応じて委員長が招集) 融資金融機関代表 2名 商工会代表 1名 学識経験者 1名	松尾町中小企業振興融資 資金運営審議会 (必要に応じて委員長が招集) 融資金融機関代表 3名 商工会代表 2名 学識経験者 2名	
【商工会議所、商工会および商工団体への助成】			商工会補助金 (H15予算) 4,000千円 【内訳】 事務費補助 1,000千円 事業費補助 3,000千円	商工会補助金 (H15予算) 3,150千円 【内訳】 事業費補助 3,150千円	商工会補助金 (H15予算) 4,624千円 【内訳】 事務費補助 4,000千円 事業費補助 624千円	商工会補助金 (H15予算) 6,500千円 【内訳】 事務費補助 2,890千円 事業費補助 3,610千円 工業振興協議会補助金 (H15予算) 700千円	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

項 目	現 況					調整内容	
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【工業団地に関すること】			白幡工業団地 8 社 面積16ha (昭和38年完成： 県開発公社が開発)	北部地域(坂川地区)工業団地計画 計画策定主体：山武町 総面積：48.6ha 工場用地等面積 28.9ha		松尾工業団地 8社 面積19ha (昭和43年完成： 県開発公社が開発 誘致区画数 8区画 未誘致区画数 無 松尾台工業団地 14社 面積35ha 昭和52年完成：県企業庁が開発) 誘致区画数 14区画 未誘致区画数 無 【工業団地維持・管理】 工業団地水質検査 (H15予算) 480千円 工業団地内草刈業務 (H15予算) 1,000千円 工業団地内調整池改修工事 (H15予算) 9,700千円	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
【消費者行政】			【概要】 生活情報誌配布、消費生活相談、立入検査 消費生活相談 相談日：毎月第2第4金曜日(午前8時から午後4時) その他の場合は県の消費生活相談窓口を紹介する。 相談結果について、月ごとに県消費者センターへ報告する。	【概要】 各種モニター(国民生活モニター等)の推薦、生活情報誌配布、消費生活相談窓口の紹介、立入検査の実施 消費生活相談 県の消費生活相談窓口を紹介する。	【概要】 生活情報誌配布、消費生活相談、立入検査 消費生活相談 消費者からの苦情について千葉県消費者センター等紹介。	【概要】 生活情報誌配布、消費生活相談、立入検査 消費生活相談 県の消費生活相談窓口を紹介する。	消費生活相談員、相談回数、相談場所等については合併時までに調整する。

項 目	現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
【勤労者対策】		立入検査 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品取扱法に基づく立入検査を町内の販売店を対象に実施する。 生活情報誌配付 県から送付されるので、各区へ回覧を依頼する。 成人式の際に、新成人向けのパンフレットを配布する。 消費者生活相談情報提供 消費者生活相談情報を広報で提供する。	立入検査 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品取扱法に基づく立入検査を町内の販売店を対象に実施する。 生活情報誌配付 県から毎月送付されるので、行政連絡員へ広報紙と一緒に配布し、回覧を依頼する。 成人式の際に、新成人向けのパンフレットを配布する。 消費者生活相談情報提供 消費者生活相談情報を広報で提供する。	立入検査 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品取扱法に基づく立入検査を村内の販売店を対象に実施する。 生活情報誌配付 県から送付されるので、役場受付やカウンターにて配付。 成人式の際に、新成人向けのパンフレットを配布する。 消費者生活相談情報提供 消費者生活相談情報を広報で提供する。	立入検査 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品取扱法に基づく立入検査を町内の販売店を対象に実施する。 生活情報誌配付 県から送付されるので、各区へ回覧を依頼する。 成人式の際に、新成人向けのパンフレットを配布する。 消費者生活相談情報提供 消費者生活相談情報を広報で提供する。		現行のとおりに新市に引き継ぐ。
		【事務概要】 県より送付されるパンフレット及びポスターの掲示、広報紙による周知	【事務概要】 県より送付されるパンフレット及びポスターの掲示、広報紙による周知	【事務概要】 県より送付されるパンフレット及びポスターの掲示、広報紙による周知	【事務概要】 県より送付されるパンフレット及びポスターの掲示、広報紙による周知		
観光関係事業							
【観光資源の調査開発に関すること】		成東町観光協会の事業として「観光資源の調査・研究・保存及び開発」を推進する。	町の観光資源を再確認するため、まちの魅力を発見する調査を実施し新たな観光を創出するとともに既存の観光資源を活かした施設整備をする。	村の観光資源を再確認するため、まちの魅力を発見する調査を実施し新たな観光を創出するとともに既存の観光資源を活かした施設整備をする。	町の観光資源を再確認するため、まちの魅力を発見する調査を実施し新たな観光を創出するとともに既存の観光資源を活かした施設整備をする。		合併後は新市において総合的に調査開発を行う。
【観光宣伝及び紹介に関すること】		【目的】 成東町を広くPRし、町の知名度の向上、交流人口の増加を図る。ため、各種パンフレットの製作・配布、ホームページによる情報提供を行う。	【目的】 山武町を広くPRし交流人口の増加を図るため、各種パンフレットの製作・ホームページによる情報提供を行う。	【目的】 蓮沼村を広くPRし交流人口の増加を図るため、各種パンフレットの製作・配布、観光地紹介の製作、ホームページによる情報提供を行う。	【目的】 松尾町を広くPRする。		新市において速やかに調整する。

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【観光イベント助成事業】		【パンフレット等】 総合パンフレット 「成東町観光ガイド」 50,000枚 ポスター（海・いちご） 500枚 雑誌等広告掲出5回 ポスター掲出 250枚 【ホームページ掲載】 町ホームページから成東町観光協会にリンク ・成東ダイジェスト ・成東海岸NOW ・いちご狩り情報 ・七福神めぐり ・食虫植物群落 ・伊藤左千太 ・その他	【パンフレット等】 総合パンフレット 【ホームページ掲載】 ・観光マップ ・観光果樹園案内 史跡案内 公共施設案内	【パンフレット等】 蓮沼海岸観光パンフレット 蓮沼村観光冊子 【ホームページ掲載】 村ホームページから蓮沼村観光協会にリンク ・観光情報 ・お食事処 ・イベント情報 ・写真集 ・海岸情報 ・交通情報 ・宿泊案内	【パンフレット等】 総合パンフレット 「まつおタウンマップ」 【負担金】 郡観光マップ作成負担金 50千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
		成東いちごの里駅からハイキング 【目的】 都市住民と地域住民との交流を図り活性化を図る。 【開催日】 平成15年3月8日（土） 【会場】 ハイキングコース 8km 【補助金】 （H15予算）500千円 【交付先】 駅からハイキング実行委員会 【来場者数】 5千人（H14年度）	ライトフェスティンさんぶの森 【目的】 地域が自分達で創る参加型イベントとして実施する。 【開催日】 平成15年12月13日（土） 【会場】 さんぶの森公園 【補助金】 （H15予算）500千円 【交付先】 山武町商工会 【来場者数】 3千人（H14年度）	サマーカーニバル in 蓮沼2003 【目的】 ふるさと意識の高揚と地域産業の振興を図る。 【開催日】 平成15年7月20日（日） 【会場】 蓮沼海浜公園展望塔前広場 【補助金】 （H15予算）6,200千円 【交付先】 蓮沼村サマーカーニバル実行委員会 【来場者数】 3万5千人（H15年度）	ふるさと夏まつり 【目的】 地域の活性化と郷土芸能等の普及を図る。 【開催日】 平成15年8月16日（土） 【会場】 松尾町立大平小学校 【補助金】 （H15予算）1,500千円 【交付先】 ふるさと夏まつり実行委員会 【来場者数】 3千人（H15年度）	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
				さんぶふるさとまつり 【目的】 青少年の健全育成を図ると共に山武町に集う住民相互の交流を通して、明るい環境づくりに資する。 【主催】 さんぶふるさとまつり実行委員会 【開催日】 8月9日 【イベント内容】 盆踊り、花火打上げ (H15予算) 1,000千円			
【観光協会等関係団体への助成】	東金市観光協会補助金 (H15予算) 3,740千円 その他 観光協会事務	九十九里町観光協会補助金 (H15予算) 1,350千円 その他 観光協会事務	成東町観光協会補助金 (H15予算) 1,300千円 その他 観光協会事務		蓮沼村観光協会補助金 (H15予算) 500千円 ジャパンサーフカーニバル協賛金 (H15予算) 500千円 その他 観光協会事務		合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。
【海岸の管理】			ビーチクリーナー等による海岸の清掃とトイレの清掃業務委託 海岸清掃業務委託 (H15予算) 2,500千円 委託先 町観光協会 不法投棄ごみ処理 (H15予算) 350千円 委託先 民間委託		ビーチクリーナー等による海水浴場清掃業務委託 海岸清掃業務委託 (H15予算) 1,720千円 委託先 民間委託 ビーチクリーナー修理・保険 (H15予算) 328千円		現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【海水浴場公営駐 車場の管理】			白幡・井之内 200台 小松 300台 本須賀 2,000台 【経費】(H15予算) 駐車場等整備工事 2,800千円 駐車場等管理業務 4,931千円 【駐車場使用料】 〔概観〕本須賀海岸町営 駐車場設置及び管理に関 する条例 〔期間〕海水浴場開設期 間 【使用料】 大型自動車 2,000円 中型自動車 1,000円 普通自動車 700円 二輪車 200円 【予算】H15 18,000千円				
【海水浴場の管理】			◎海水浴場の設置 【開設期間】 平成15年7月12日 (土)～8月24日 (日)4日間 【名称】 ・本須賀海水浴場 ・白幡・井之内海水浴場 ・小松海水浴場 【平成15年度予算】 海水浴場監視業務委託料 14,063千円 海水浴場設備設置撤去な ど 3,118千円 駐車場管理等 2,600千円		◎海水浴場の設置 【開設期間】 平成15年7月21日 (月)～8月26日 (火)3日間 【名称】 ・殿下海水浴場 ・中下海水浴場 ・南浜海水浴場 【平成15年度予算】 海水浴場監視業務委託料 12,672千円 他海水浴場関係 6,262千円		海水浴場の開設期間、 管理は合併時までに調整 する。

項 目	現 況				調整内容
			成 東 町	山 武 町 蓮 沼 村 松 尾 町	
【海岸保全区域占用許可】			海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設置する際の占用の許可を行う 【許可状況／平成14年度実績】 ・通路、排水その他の地域住民の生活、海岸後背地の土地利用上必要な施設等 【件数】2件 帝国石油株式会社 期間：2年以内 占用料：164,640円／年 海水浴等公衆の海岸の利用のための便宜を供与する施設等 件数12件 海の家等 期間：3ヵ月以内 占用料：145,144円	海岸保全区域内において工作物を設置する際の土木事務所へ申請を行う。 【許可状況／平成14年度実績】 【件数】 殿下海岸 6件 期間37日 中下海岸 5件 期間37日 南浜海岸 1件 期間37日	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第51号

上・下水道事業の取扱いについて

上・下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-22 上・下水道事業の取扱い
上・下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 上水道事業 上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後のあり方については、新市において検討する。 2. 下水道事業 (1) 下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。 (2) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、使用料については、松尾町の例により合併時に統一する。 (3) 合併処理浄化槽設置整備事業は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え、松尾町の例により合併時に統一する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-22 上・下水道事業 の取扱い	上・下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 上水道事業 上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後のあり方については、<u>新市において検討する。</u> 2. 下水道事業 (1) 下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。 (2) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、<u>使用料については、松尾町の例により合併時に統一する。</u>	上・下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 上水道事業 上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、<u>指定事業者指定手数料については、合併時までに公共下水道事業、農業集落排水事業及びガス事業と調整する。</u> 2. 下水道事業 (1) 下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。 (2) <u>公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</u> ただし、<u>指定工事店指定手数料については、合併時までに上水道事業、農業集落排水事業及びガス事業と調整する。</u> (3) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、<u>施設使用料については、新市において調整する。</u> また、<u>指定工事店指定手数料については、合併時までに上水道事業、公共下水道事業及びガス事業と調整する。</u>

	(3) 合併処理浄化槽設置整備事業は、<u>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え、松尾町の例により合併時に統一する。</u>	(4) 合併処理浄化槽設置整備事業は、<u>国・県の補助基準の動向を踏まえ合併時まで調整する。</u>
--	---	--

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-22 上・下水道事業の取扱い
調整の方針	上・下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 上水道事業 上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後のあり方については、新市において検討する。 2. 下水道事業 (1) 下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。 (2) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、使用料については、松尾町の例により合併時に統一する。 (3) 合併処理浄化槽設置整備事業は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え、松尾町の例により合併時に統一する。

【上水道事業】

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【水道事業への負担】 〔平成15年度見込み〕		(単位：千円)	(単位：千円)	(単位：千円)	(単位：千円)	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
山武郡市広域水道企業団負担金		115,439		21,220	49,454	
水道事業会計繰出金			88,308			
九十九里水道企業団負担金		29,921		5,080	11,363	
九十九里水道企業団出資金		39,285		6,672	14,922	
小 計		69,206		11,752	26,285	
上水道事業出資金			92,951			
水道営業対策費補助金			34,577			
上水道事業出資金（消火栓）			26,500			
小 計			154,028			
各市町村から水道事業体への負担		184,645	242,336	32,972	75,739	

項 目	現 況		調整内容
	成東町、蓮沼村、松尾町 【山武郡市広域水道企業団】	山 武 町	
【設計審査手数料】	設計審査手数料（1回当たり）	設計審査手数料（1回当たり）	現行のとおり新市に 引き継ぐ。
	新設及び全部改造 6,000 円		
	その他の場合 4,000 円	1,000円	
【指定事業者指定手数料】	指定事業者指定手数料（1件あたり）	指定事業者指定手数料（1件あたり）	
	30,000 円	20,000円	
【消防演習立合手数料】	消防演習立合手数料（1回あたり）	消防演習立合手数料（1回あたり）	
	500 円	500円	
【各種証明手数料】	各種証明手数料（1件当たり）	各種証明手数料（1件当たり）	
	200 円	200円	
【設計手数料】		町長が給水装置工事の設計をするとき（1件当たり）	
		設計金額の5/100	
【開発負担金】	建築物（計画一日最大給水量5㎡以上）	建築物（計画一日最大給水量5㎡以上）	
	1㎡当たり 130,000円	1㎡当たり 130,000円	
	宅地（1,000㎡以上）	宅地（1,000㎡以上）	
	1㎡当たり 650円	1㎡当たり 650円	

項 目	現 況		調整内容	
	成東町、蓮沼村、松尾町 【山武郡市広域水道企業団】	山 武 町		
【事 業 概 要】			現行のとおり新市に 引き継ぎ、継続事業の ため新市において引き 続き実施する。	
給水区域	東金市、九十九里町、成東町、蓮沼村、松尾町、大網白里町、横芝町	山武町内指定給水区域		
認可年月日	昭和49年7月22日	平成10年3月31日		
計画給水人口	198,000人	18,210人		
給水開始日	昭和49年4月1日（既設区域）	平成13年10月1日		
給水人口 (H15.3.31現在)	169,508人	1,262人		
計画1日最大給水量	87,000㎥/日	4,960㎥/日		
導送配水管布設延長	1,352,570.1m	78,144.9m		
(計画導送配水管布設延長)		(154,315m)		
【給水申込加入金】				現行のとおり新市に 引き継ぐ。
φ 1 3 mm	150,000円	φ 1 3 mm 150,000円		
φ 2 0 mm	410,000円	φ 2 0 mm 270,000円		
φ 2 5 mm	700,000円	φ 2 5 mm 440,000円		
φ 3 0 mm	1,114,000円	φ 3 0 mm 680,000円		
φ 4 0 mm	2,150,000円	φ 4 0 mm 1,350,000円		
φ 5 0 mm	3,700,000円	φ 5 0 mm 2,000,000円		
φ 7 5 mm	10,030,000円	φ 7 5 mm 5,000,000円		
φ 1 0 0 mm	20,490,000円	φ 1 0 0 mm以上 町長が定める額		
φ 1 5 0 mm	56,600,000円			
φ 2 0 0 mm	企業長が定める額			
【水道料金】	専用基本料金(税抜)		専用基本料金(税抜)	
	(1月当たり)		(1月当たり)	
	φ 13mm (8m迄) 1,510円	(8m迄) 1,510円	φ 13mm 320円	
	φ 20mm (8m迄) 2,430円		φ 20mm 850円	
	φ 25mm 2,620円	従量料金(税抜)	φ 30mm 1,400円	
	φ 30mm 3,990円	8mを超え15mまで 190円	φ 30mm 2,200円	
	φ 40mm 7,990円	15mを超え30mまで 215円	φ 40mm 4,300円	
	φ 50mm 14,250円	30mを超え100mまで 235円	φ 50mm 6,300円	
	φ 75mm 38,300円	100mを超える 250円	φ 75mm 15,800円	
	φ 100mm 80,050円	臨時使用量(税抜)	φ 100mm 町長が定める額	
	φ 150mm 160,060円	(1㎡当たり)		
	φ 200mm 245,950円	360円		
	φ 250mm 417,530円			
	従量料金(税抜) (1㎡当たり)		従量料金(税抜)(1㎡当たり)	
	8mを超え15mまで 190円			
	15mを超え30mまで 215円			
	30mを超え100mまで 235円		180円	
	100mを超える 250円			

【下水道事業】

項 目	現 況					調整内容	
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【下水道計画（構想、基本計画）】			平成14年度 成東町汚水適正処理構想 平成5年度 成東町公共下水道基本計画〔汚水〕基本計画の概要 ①目標年度 平成27年度 ②計画処理面積 835ha ③計画処理人口 30,000人 ④計画汚水量 15,300m ³ /日最大 〔6地区の計〕 農業集落排水整備事業 ①目標年度 平成17年度～27年度 ②供用開始予定 平成22年度～32年度 ③計画処理面積 147ha ④計画処理人口 6,920人 ⑤計画汚水量 2,768m ³ /日最大	平成14年度 山武町汚水適正処理構想 〔横田・沖渡地区〕 農業集落排水整備事業 ①目標年度 平成27年度 ②供用開始予定 平成27年4月1日 ③計画処理面積 37ha ④計画処理人口 1,500人 ⑤計画汚水量 577m ³ /日最大	平成14年度 蓮沼村汚水適正処理構想	平成14年度 松尾町汚水適正処理構想	下水道事業に関する各種計画については、合併後に再編する。

項 目	現 況					調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町
【農業集落排水事業（供用開始済）】 【平成14年度末状況】			該当なし	該当なし	該当なし	「武野里地区」 ①平成10年4月1日供用開始 ②計画処理面積 38ha ③平成14年度末処理面積38ha ④計画汚水量 220m ³ /日最大 ⑤平成14年度末日最大汚水量 141m ³ /日最大 ⑥計画処理人口 670人 ⑦平成14年度処理人口 470人 「借毛本郷地区」 ①平成14年7月1日供用開始 ②計画処理面積 94ha ③平成14年度末処理面積94ha ④計画汚水量 664m ³ /日最大 ⑤平成14年度末日最大汚水量 156m ³ /日最大 ⑥計画処理人口 2,010人 ⑦平成14年度処理人口 590人 一般会計繰入金 85,394千円 （交付税措置あり）
【受益者分担金】			1戸当たり300,000円	該当なし	該当なし	1戸当たり250,000円
【施設使用料】			使用料金(税抜) (基本使用料) 10m ³ 迄 1,300円 (従量使用料) 10m ³ を超え20m ³ まで 140円/m ³ 20m ³ を超え30m ³ まで 150円/m ³ 30m ³ を超え40m ³ まで 160円/m ³ 40m ³ を超え50m ³ まで 180円/m ³ 50m ³ を超える分 200円/m ³ 水道以外の水を使用した場合、世帯人員一人当たり8m ³ /月を乗じ使用料を算出する。			【一般家庭】 基本料金 一戸当たり2,000円/月 一世帯人員一人当たり500円/月 【その他】 基本料金 一戸当たり2,000円/月 一150円/m ³ 【徴収方法】 自主納付
【処理場の日常管理】			(未定)			組合へ委託 2地区に対し、それぞれ年間248,000円と336,000円
【指定工事店指定手数料】 (公共下水道事業及び農業集落排水事業)			(未定)			なし

現行のとおり新市に引き継ぐ。

松尾町の例により合併時に統一する。

現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【合併処理浄化槽設置整備事業】 【1年度当たりの設置数】（通年見込み）			【平成17年度予定】 60基	【平成17年度予定】 35基	【平成17年度予定】 10基	【平成17年度予定】 10基	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え、松尾町の例により合併時に統一する。
【合併処理浄化槽設置整備】							
5人槽（1基あたり）			240,000円	354,000円	240,000円	354,000円	
6人槽（1基あたり）			240,000円	411,000円	240,000円	411,000円	
7人槽（1基あたり）			240,000円	411,000円	240,000円	411,000円	
8人槽（1基あたり）			240,000円	519,000円	240,000円	519,000円	
9人槽（1基あたり）			240,000円	519,000円	240,000円	519,000円	
10人槽（1基あたり）			240,000円	519,000円	240,000円	519,000円	
11～20人槽（1基あたり）			—	981,000円	—	—	
21～30人槽（1基あたり）			—	1,668,000円	—	—	
31～50人槽（1基あたり）			—	2,238,000円	—	—	
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助			—	180,000円	—	—	
【補助対象要件等】			住 民	2年以上居住の住民	住 民	住 民	

協議第52号

町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて

町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-23 町村立学校（園）の通学区域の取扱い
町村立小・中学校の通学区域の取扱いについては、当面は現行のとおりとするが、町村境の地域については弾力的に運用し、新市において通学区域の検討を行う。 なお、町村立幼稚園の通園区域については、特に法令上の定めが無いため、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-23 町村立学校（園） の通学区域の取扱い	町村立小・中学校の通学区域の取扱いについては、当面は現行のとおりとするが、<u>町村境</u>の地域については弾力的に運用し、新市において通学区域の検討を行う。 なお、<u>町村立</u>幼稚園の通園区域については、特に法令上の定めが無いため、現行のとおり新市に引き継ぐ。	<u>市町村立</u>小・中学校の通学区域の取扱いについては、当面は現行のとおりとするが、<u>市町村境</u>の地域については弾力的に運用し、新市において、<u>自由校区制度</u>を含めた通学区域の検討を行う。 なお、<u>市町村立</u>幼稚園の通園区域については、特に法令上の定めが無いため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-23 町村立学校（園）の通学区域の取扱い
調整の方針	町村立小・中学校の通学区域の取扱いについては、当面は現行のとおりとするが、町村境の地域については弾力的に運用し、新市において通学区域の検討を行う。 なお、町村立幼稚園の通園区域については、特に法令上の定めが無いため、現行のとおりで新市に引き継ぐ。

現		況				調整内容
成 東 町		山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		【事業の概要】 ・成東町立小学校及び中学校 就学区域に関する規則で定め る就学区域を基本とし、就学 させる。 ・就学区域は基本的に住民基本 台帳に登録されている住所 が基準である。 ・区域の変更は、同規則を変 更する。 ・入園資格者は、成東町内に 住所を有する幼児とする。	・山武町立小学校及び中学校 就学区域に関する規則で定め る就学区域を基本とし、就学 させる。 ・就学区域は基本的に住民基本 台帳に登録されている住所 が基準である。 ・区域の変更は、同規則を変 更する。 ・入園資格者は、山武町内に 住所を有する幼児とする。	・蓮沼村立小学校及び中学校 就学区域に関する規則で定め る就学区域を基本とし、就学 させる。 ・就学区域は基本的に住民基本 台帳に登録されている住所 が基準である。 ・区域の変更は、同規則を変 更する。 ・入園資格者は、蓮沼村内に 住所を有する幼児とする。	・松尾町立小学校及び中学校 就学区域に関する規則で定め る就学区域を基本とし、就学 させる。 ・就学区域は基本的に住民基本 台帳に登録されている住所 が基準である。 ・区域の変更は、同規則を変 更する。	町立小・中学校の通学区域 の取扱いについては、当面は 現行のとおりとするが、町村 境の地域については弾力的に 運用し、新市において通学区 域の検討を行う。 なお、町立幼稚園の通園 区域については、特に法令上 の定めが無いため、現行のと おり新市に引き継ぐ。
		【区域数】 ・中学校 2 学区 ・小学校 5 学区 ・幼稚園数 4 園	・中学校 2 学区 ・小学校 4 学区 ・幼稚園数 3 園	・中学校 1 学区 ・小学校 1 学区 ・幼稚園数 1 園	・中学校 1 学区 ・小学校 3 学区	
		【関連する規程等】	【山武町と富里市の間にお ける教育に関する事務の相互委 託に関する規約】 ・相互委託であり、予算措置 の実績無し			

協議第53号

学校給食事業の取扱いについて

学校給食事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-24 学校給食事業の取扱い
1. 学校給食の調理方式については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。 2. 学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。なお、報酬については日額とし、合併時に統一する。 3. 給食費については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-24 学校給食事業の取 扱い	右に同じ	1．学校給食の調理方式については、当面は現行のとおりとし、 新市において調整する。 2．学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・ 発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。なお、 報酬については日額とし、合併時に統一する。 3．給食費については、当面は現行のとおりとし、新市において 調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-24 学校給食事業の取扱い
調整の方針	1. 学校給食の調理方式については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。 2. 学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。なお、報酬については日額とし、合併時に統一する。 3. 給食費については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。

項 目	現 況					調 整 内 容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【学校給食センター】		○施設 ・平成5年 開設 ○学校給食の実施形態 ・完全給食 週5回 ○調理方式 ・センター方式（共同調理場ドライ方式） ○給食実施校 ・小学校5校 ・中学校2校 ・幼稚園4園	○施設 ・平成2年 開設 ○学校給食の実施形態 ・完全給食 週5回 ○調理方式 ・センター方式（共同調理場ウェット方式） ○給食実施校 ・小学校4校 ・中学校2校 ・幼稚園 3園 (幼稚園は外部委託)	○施設 ・昭和51年 開設 ○学校給食の実施形態 ・完全給食 週5回 ○調理方式 ・センター方式（共同調理場ウェット方式） ○給食実施校 ・小学校1校 ・中学校1校 ・幼稚園1園	○施設 ・昭和37年 開設 ・昭和53年 改築 ○学校給食の実施形態 ・完全給食 週5回 ○調理方式 ・センター方式（共同調理場ウェット方式） ○給食実施校 ・小学校3校 ・中学校1校	学校給食の調理方式については、当面は現行の とおりとし、新市において調整する。
【学校給食センター運営委員会】		成東町学校給食センター運営委員会 ○活動内容 ①給食費の徴収額の審議 ②給食センター経費の収支予算並びに決算の審議に関する事 ③その他運営に必要な事項 ○運営委員報酬 日額6,600円（委員長） 日額5,900円（委員）	山武町学校給食センター運営委員会 ○活動内容 ①給食費の徴収額の審議 ②給食センター経費の収支予算並びに決算の審議に関する事 ③その他運営に必要な事項 ○運営委員報酬 日額5,800円	蓮沼村学校給食センター運営委員会 ○活動内容 ①給食費の徴収額の審議 ②給食センター経費の収支予算並びに決算の審議に関する事 ③その他運営に必要な事項 ○運営委員報酬 日額5,400円	松尾町学校給食事業運営委員会 ○活動内容 ①教育委員会の諮問に応じ助言する ②給食センターの運営及び学校との連絡調整に関する事 ③学校給食事業の向上、充実及び調査、研究に関する事 ④その他目的達成のため必要な事項 ○運営委員報酬 無報酬	学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。 なお、報酬については日額とし、合併時に統一する。

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
		○運営委員の構成 ①議会議員 2名 ②小中学校の校長 4名 ③小中学校PTA会長 3名 ④学校医師代表 1名 ⑤学校歯科医師代表 1名 ⑥学校薬剤師代表 1名 ⑦学識経験者 3名 合 計 15名	○運営委員の構成 ①議会議員で選任した者 3名 ②小中学校長・幼稚園長 3名 ③小中学校幼稚園のPTA会長 3名 ④学校医 1名 ⑤小中学校の養護教諭 1名 ⑥その他教育委員会が必要と認めた者 1名 合 計 12名	○運営委員の構成 ①議会議員の代表 1名 ②小中学校の代表 2名 ③小中学校幼稚園のPTA会長 3名 ④小中学校幼稚園の校医代表 1名 ⑤小中学校の薬剤師代表 1名 ⑥学識経験者 2名 合 計 10名	○運営委員の構成 ①小中学校校長 4名 ②議会議員の代表 1名 ③小中学校のPTA代表 8名 ④校医代表 1名 ⑤山武保健所所長 1名 合 計 15名	
【職員の配置に関すること】		①所長 1名 ②事務職員 1名 ③学校栄養士 2名（県職） ④業務主任 1名 ⑤調理員 16名（内臨時10） 合 計 21名	①所長 1名 ②事務職員 1名 ③学校栄養士 2名（県職） ④調理員 15名（内臨時 8） ⑤運転手 3名（内委託 2） 合 計 22名	①所長 1名 ②学校栄養士 1名（県職） ③調理員 4名 合 計 6名	①所長 1名 ②学校栄養士 1名（県職） ③臨時職員（事務） 1名 （調理員は民間委託） 合 計 3名	現行のとおり新市に引き継ぐ （協定項目 9「一般職の身分の取扱い」参照 平成 15 年 9 月 25 日 確認済）
【給食費に関すること】		○給食費徴収方法 児童生徒の保護者から教育長が徴収 幼稚園年長 1食 240円 月 4,000円×10ヶ月＋精算徴収 幼稚園年少 1食 240円 月 4,000円×9ヶ月＋精算徴収 小学校 1食 240円 月 4,000円×10ヶ月＋精算徴収 中学校 1食 260円 月 4,300円×10ヶ月＋精算徴収 ○給食費納入方法 口座振替・個人納付 ○給食費予算 給食費は、助材料費として特別会計に収入。	○給食費徴収方法 児童生徒の保護者から教育長が徴収 幼稚園 1食 240円 月 3,100円×10ヶ月＋精算徴収 小学校 1食 240円 月 4,000円×10ヶ月＋精算徴収 中学校 1食 260円 月 4,400円×10ヶ月＋精算徴収 ○給食費納入方法 口座振替・個人納付 ○給食費予算 食材料費として一般会計に収入。	○給食費徴収方法 児童生徒の保護者から村長が徴収 幼稚園 1食 250円 月 4,000円×11ヶ月 小学校 1食 250円 月 4,300円×11ヶ月 中学校 1食 270円 月 4,600円×11ヶ月 ○給食費納入方法 学校を通じ納入設を配布、クラス毎に毎月集金 ○給食費予算 給食費は、助材料費として一般会計に収入。	○給食費徴収方法 児童生徒の保護者から町長が徴収 小学校 1食 260円 月 4,200円×10ヶ月＋精算徴収（1～4年生） 小・中学校 1食 270円 月 4,200円×10ヶ月＋精算徴収（小学校5～6年生・中学校） ○給食費納入方法 口座振替 （調整月の3月は学校で取りまとめ） ○給食費予算 給食費は、助材料費として一般会計に収入。	給食費については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。

協議第54号

学校教育事業の取扱いについて

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-25 学校教育事業の取扱い
1. 教育委員会表彰については、合併後制度を統一する。 2. 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。 3. 奨学金支給事業については、合併時までに調整する。 4. 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。 5. 私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき合併時までに調整する。 6. 通園バス運行業務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 7. 児童生徒交通安全対策関係事業については、合併時に統一する。 8. 外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 9. 預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-25 学校教育事業の取扱い	1. 教育委員会表彰については、合併後制度を統一する。 2. 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、<u>合併時に統一する。</u> 3. 奨学金支給事業については、<u>合併時までに調整する。</u> 4. 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。 5. 私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき<u>合併時までに調整する。</u> 6. 通園バス運行業務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 7. 児童生徒交通安全対策関係事業については、<u>合併時に統一する。</u> 8. 外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 9. 預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。	1. 教育委員会表彰については、合併後<u>東金市の例により調整し、制度を統一する。</u> 2. 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u> 3. 奨学金支給事業については、<u>高校進学奨励費事業と併せ、合併時までに東金市の例により調整し、制度を統一する。</u> 4. 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。 5. 私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき<u>合併時までに調整し、新市において実施する。</u> 6. <u>遠距離通学者助成については、東金市の例により、新市において実施する。</u> 7. <u>通学通園バス運行業務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。</u> 8. 児童生徒交通安全対策関係事業については、<u>現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、ヘルメット購入補助事業については、合併時までに調整し、制度を統一する。</u> 9. 外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 10. 預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-25 学校教育事業の取扱い
調整の方針	1. 教育委員会表彰については、合併後制度を統一する。 2. 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。 3. 奨学金支給事業については、合併時までに調整する。 4. 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。 5. 私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき合併時までに調整する。 6. 通園バス運行業務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 7. 児童生徒交通安全対策関係事業については、合併時に統一する。 8. 外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 9. 預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

項 目	現 況					調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
【表彰】		○成東町教育委員会表彰・教育長顕彰規程に基づき教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体を表彰・顕彰する。	○山武町功績者表彰規程に基づき教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体を表彰する。 (町長が表彰)	○該当無し	○松尾町教育委員会顕彰規程に基づき教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体を表彰する。	教育委員会表彰については、合併後制度を統一する。
【要保護・準要保護幼児、児童、生徒等の就学(園)援助】		○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 40人 (全児童の2.7%) ・中学校 19人 (全生徒の2.4%)	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 32人 (全児童の2.1%) ・中学校 19人 (全生徒の1.9%)	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 7人 (全児童の2.5%) ・中学校 2人 (全生徒の1.3%)	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 7人 (全児童の1.9%) ・中学校 9人 (全生徒の1.4%)	要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。

項 目	現 況					調整内容	
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【奨学金支給事業】			該当無し	該当無し	○目的 村内に保護者と住所を有する優秀な高校生徒又は高等専門学校生徒が、経済的理由によって修学が困難なものに奨学金制度を設け教育の機会均等を図る。 ○奨学金の額 一人月額10,000円以内 人数 1人 平成15年度予算 84,000円 ○奨学生選考委員会 ①委員長 1名 ②副委員長 1名 ③委員 3名	○目的 経済的な理由により、修学の困難な優秀者に対して、予算の範囲内において学費を給付する。 ○給付金の額 給付期間は、給付許可の日から卒業に至るまで月額9,000円	奨学金支給事業については、合併時までに調整する。
【幼稚園保育料収納事務】			○幼稚園数 4園 ○幼稚園保育料 月額 5,500円 納入方法は、現金徴収とし、滞納者へは督促。 ○入園料 無し ○減免措置 成東町に在園する園児の保護者に対し、市町村民税の課税状況に応じ、保育料を減免する。	○幼稚園数 3園 ○幼稚園保育料 月額 5,900円 納入方法は、納付書により幼稚園教諭が集金し、銀行に納入。 ○入園料 無し ○減免措置 園児の保護者に対し、市町村民税の課税状況に応じ、保育料を減免する。	○幼稚園数 1園 ○幼稚園保育料 月額 6,000円 納入方法は、現金徴収とし、滞納者へは督促。 ○入園料 1,000円（入園時納付） ○減免措置 蓮沼村に住居登録している園児の保護者に対し、市町村民税の課税状況に応じ、保育料を減免する。	該当無し	幼稚園については、原則として現行のとおりの新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併時までに調整する。
【教育振興助成】			該当無し	○目的 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、都道府県及び市町村が実施する就園奨励事業に対し国が経費の一部を補助し、もって幼稚園教育の振興に資する事を目的とする。 補助限度額は国の補助金交付要綱に定めた限度額としている。	該当無し	○目的 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、都道府県及び市町村が実施する就園奨励事業に対し国が経費の一部を補助し、もって幼稚園教育の振興に資する事を目的とする。 補助限度額は国の補助金交付要綱に定めた限度額としている。	私立幼稚園就園奨励費補助は、国の制度に基づき合併時までに調整する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
				○対象者 山武町に住所を有し、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、保育料を減免する場合に当該幼稚園の設置者に対し補助金を交付する。		○対象者 松尾町町に住所を有し、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、保育料を減免する場合に当該幼稚園の設置者に対し補助金を交付する。	
【通園バス運行业務】			○事業の目的 ・町内各地域から通園する園児の安全を確保するため、通園バスを運行する。 ○概要 ・町が業者委託により運行する。 4園 4台	○事業の目的 ・町内各地域から通園する園児の安全を確保するため、通園バスを運行する。 ○概要 ・町が業者委託により運行する。 3園 5台	○事業の目的 ・幼稚園児の輸送事務を円滑に処理するために設置する。 ○概要 ・村内を一周し、登下園の園児に安全な輸送をする。 1園 1台	該当無し	通園バス運行业務については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
【児童生徒交通安全対策】			○交通安全用具の支給 新中学1年生対象 （自転車通学児童生徒へのヘルメット購入の補助有り）町補助1,000円 ○交通安全教室の開催 ・各小・中学校で年1回開催。 ・週1回の集団下校時に注意喚起。	○交通安全用具の支給 交通安全・防犯対策用品の配布 （自転車通学児童生徒へのヘルメット購入の補助有り）1,000円個人負担 ○内容 町では交通安全・防犯対策として、緑色のチョッキ、パトロール用蛍光マグネット（車用）等を貸与し、街頭指導に活用している。	○交通安全教室の開催 各小・中学校で年1回開催	○交通安全用具の支給 交通安全・防犯対策用品 ○内容 町では交通安全対策として、中学1年生にヘルメットを配布。	児童生徒交通安全対策関係事業については、合併時に統一する。
【外国青年招致事業に関すること】			○外国青年招致事業（JET） 中学校の英語学習の指導助手に外国語指導助手（ALT）2名を招致、小学校を巡回訪問している。 ① 招致青年 ALT 2名（英語圏） ② 給料 年額360万円 （手取り額）	○外国青年招致事業（JET） 中学校の英語学習の指導助手に外国語指導助手（ALT）3名を招致、小学校を巡回訪問している。 ① 招致青年 ALT 3名（英語圏） ② 給料 年額360万円 （手取り額）	○外国青年招致事業（JET） 中学校の英語学習の指導助手に外国語指導助手（ALT）1名を招致、小学校に週2日 ① 招致青年 ALT 1名（英語圏） ② 給料 年額360万円 （手取り額）	○外国青年招致事業（JET） 中学校の英語学習の指導助手に外国語指導助手（ALT）1名を招致、小学校を週1回（各校）巡回訪問 ① 招致青年 ALT 1名（英語圏） ② 給料 年額360万円 （手取り額）	外国青年招致事業による外国語指導助手事業については、現行のとおりと新市に引き継ぐ。

項 目	現 況					調整内容
		成 東 町	山 武 町	湊 沼 村	松 尾 町	
【預かり保育事業】		○目的 降園時間を1時間繰り下げ、当該幼稚園で預かり保育することにより、保護者の子育てを支援することを目的とする。 ○実施時間 登園日の午後2時から午後3時 ○利用料金 無料	該当無し	該当無し	該当無し	預かり保育事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

協議第55号

文化振興事業の取扱いについて

文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-26 文化振興事業の取扱い
1. 文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ただし、統合が必要な事業については合併時までに調整する。 2. 文化会館・博物館の運営管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 3. 文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4. 新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。 また、指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-26 文化振興事業の取扱い	1. 文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ただし、<u>統合が必要な事業</u>については合併時まで調整する。 2. 文化会館・博物館の運営管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 3. 文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4. <u>新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。</u> また、<u>指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。</u>	1. 文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ただし、<u>同趣旨の事業</u>については合併時まで調整する。 2. 文化会館・博物館の運営管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 3. 文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4. <u>文化財保護については、合併時に再編する。文化財審議会委員の定数については合併時まで検討し、委嘱は新市において行う。文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。</u> 5. <u>指定文化財の指定の基準については、合併時に再編する。指定済みのものは新市に引き継ぐ。</u>

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23—26 文化振興事業の取扱い
------	------------------

調整の方針	1. 文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、統合が必要な事業については合併時まで調整する。 2. 文化会館・博物館の運営管理については現行のとおりで新市に引き継ぐ。ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 3. 文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4. 新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。また、指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。
-------	---

項 目	現 況					調整内容	
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
活動成果の発表会等			文化活動を行っている団体等に日頃の成果の発表の機会を設ける。 【童謡の里ふえすていばる】 【郷土芸能振興大会】 【くろしお合唱祭】 【のぎくプラザ合唱祭】 【キッズプラス発表会】 【のぎくプラザ吹奏楽団演奏】 【芸術文化協会祭り】 芸能発表、作品展示、囲碁将棋大会	【町民ギャラリー】 芸術文化協会加盟団体の活動成果を公表する場として町民ギャラリーを開放している。 【町民展示会】 4月末から5月半ばまで、町民展示会を開催。町民の作品をギャラリーに展示。 【町民祭】 芸能発表、作品展示等	文化祭で作品の展示、芸能発表会を開催している。	サークル活動における作品等の発表機会として、松尾町文化祭を開催している。	文化関係の各種事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、統合が必要な事業については合併時まで
文化会館等自主事業			【成東町文化会館】 平成15年度＜31事業＞ ・ホールイベント 定例的な事業（入場無料）9本 （ジャンル別） クラシック 6本 演劇 1本 民謡 1本 演歌 2本 子供向け 2本 その他 1本 ・映画 7本 ・サロンコンサート 8本 ・落語 2本 【予算】 17,640千円	【さんぶの森文化ホール】 平成15年度＜5事業＞ ・山川豊コンサート ・鈴木直美ピアノコンサート ・三船和子コンサート ・財津和夫コンサート ・鈴木直美（ピアノ）&宮崎仁（マリンバ）コンサート 【予算】 11,534千円	該当事業なし	該当事業なし	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
博物館等自主事業			平成15年度成東町歴史民俗資料館事業 ○企 画 ・木嶋延幸彫刻展 ・成東町の文化財展 ・左千夫茶会 ・左千夫生涯 ・成東町の明治・大正・昭和の生活展 ・資料館館蔵資料展 ○体験講座 ・火熾し体験、茶道体験、文化財発掘体験、勾玉作り、生活体験、 ○第52回左千夫短歌大会 ○古文書講座（年11回）	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	
文化祭			【目的】 心豊かな町民生活の実現に向けて、芸術文化愛好者及び団体の学習の成果を展示・発表をとおし町民に芸術文化を愛する心を育み、明るく豊かな生活文化の高揚を図る。 【名称】 成東町文化祭 【主催】 成東町教育委員会（中央公民館） 【開催日】 文化の日及び10月及び11月中に開催 【会場】 成東町文化会館	【目的】 町民が生涯学習活動の成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を町内外に向けてアピールを目的とする。生涯学習関連情報の提供 【名称】 山武町民祭 【主催】 山武町民文化祭実行委員会（共催は山武町・山武町教育委員会） 【開催日】 文化の日を含む2日間 【会場】 さんぶの森公園 中央体育館	【目的】 文化活動をおこなっている個人、団体に日頃の成果を展示、発表する場所を設けて村民の芸術文化活動の発展と向上を図る。 村内保育園、幼稚園、小学校、中学の園児、児童、生徒の出演により郷土愛を育てる心を養う。 【名称】 蓮沼村文化祭・芸能発表会 【主催】 蓮沼村教育委員会・蓮沼村文化祭運営委員会 【開催日】 文化祭 毎年11月3日を入れた3日間 芸能発表会 11月3日 【会場】 蓮沼村スポーツプラザ	【目的】 今日、町民一人一人が充実した人生を送るために、自らの学習課題や生活課題に応じて必要な学習を行っており、学習した成果を発表する機会として、松尾町文化祭を開催する。 【名称】 松尾町文化祭 【主催】 松尾町文化祭実行委員会 【開催日】 文化祭展示発表会～実行委員会で決定 【会場】 文化祭展示発表会～松尾町農村環境改善センター多目的ホール等 文化祭芸能発表会～松尾町農村環境改善センター多目的ホール	

項 目	現 況					調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【内容】 舞踊・カラオケ・民謡等の 芸能発表 クラブ活動等の作品展示 囲碁将棋大会（子供将棋大 会含む）	【内容】 芸能祭・文化祭・産業まつ り・健康まつり・福祉まつ り・リサイクルブックフェ ア・資源ゴミリサイクル フェア・環境ポスター展・ 年金ひろば消費者まつり・ 総合計画展等、複数の催し を中央会館・さんぶの森公 園を中心とした会場におい て開催する。	【内容】 ・文化祭 絵画、書道、 写真、陶芸、手工芸、 華道、俳句、短歌 （幼稚園児、小学生、中学 生の作品も出展） ・芸能発表会 カラオケ、 民謡、日舞、詩舞、独吟等 （保育園児、幼稚園児、小 学生、中学生による合奏、 合唱、遊戯等）	【内容】 文化祭展示発表会～教室 ・クラブ等の団体 文化祭芸能発表会～大正 琴、カラオケ、民謡、民謡 など	
文化会館等運営 管理		【成東町文化会館のぎくブ ラザ】 ・ホール 350席 母子席8席 車椅子席10席 ・楽屋1 楽屋2 ・会議室1 会議室2 ・視聴覚室 【休館日】 毎週月曜日（月曜日が祝 日にあたる場合はその翌々 日） 国民の祝日に関する法律 に規定する休日の翌日 年末年始（12月28日 から1月4日まで） 【開館時間】 午前9時～午後9時30 分まで 【委託内容】（単位：千円） ・ピアノ調律 556 ・夜間警備 1,752 ・電気保安業務 348 ・消防設備保守点検 683 ・空調設備保守点検 2,835 ・エレベーター保守点検 908 ・自動ドア保守点検 252 ・植木管理 300 ・電話設備保守点検 114	【さんぶの森文化ホール】 ・ホール1 357席 （1階282席・2階75席） ・楽屋1 ・リハーサル室1 ・控室1 【休館日】 毎週月曜日 祝日（月曜日にあたる場 合はその翌日） 年末年始（12月28日 から1月4日まで） 【開館時間】 午前9時～午後9時30 分まで 【委託内容】（単位：千円） ・ホール可動イス保守管理 1年 279 ・ビデオ及び放送機器一式 保守管理 1年 756 ・舞台機構関係保守管理 1年 416 ピアノ保守点検 1年 126 【その他】 千葉県公共文化施設協議会 に加盟 関東公立文化施設協議会に 加盟 全国公立文化施設協議会に 加盟	該当事業なし	該当事業なし	文化会館・博物館の運営 管理については現行のとお り新市に引き継ぐ。ただ し、開館日等の調整は合併 時までに行う。

項 目	現 況					調整内容	
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
			・ 清掃 8,640 ・ 給排水衛生設備保守点検 180 ・ 浄化槽設備保守点検 1,192 ・ 舞台機構関係保守点検 2,341 ・ 舞台、音響等操作 5,250 ・ 会場整理等 1,733 ・ ピアノ保守点検 169 ・ 害虫駆除 320 ・ ガス灯保守点検 96 ・ 映写機保守点検 74 ・ 非常用自家発電装置保守点検 104 【予算】 44,778千円	【予算】 13,531千円			
博物館等運営管理			【歴史民俗資料館】 ・ 昭和47年3月31日竣工 ・ 資料館（1階展示室・収蔵庫・ホール・事務室・2階展示室・収蔵庫2・研究室・機械室） 【組織】 ・ 館長1名（社会教育課長兼務） ・ 職員1名 ・ 非常勤職員7名（内1名常勤・4名半日勤務） 【入館料】 ・ 学生・一般1人130円 20名以上団体100円 ・ 小中高生 1人 80円 20名以上団体100円 但し町内在住者は無料 【開館時間】 9：00～16：30 【休館日】 ・ 月曜日（休日の場合は翌日）、休日の翌日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）、展小替時	該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
			【委託内容】 ・夜間警備 421千円 ・消防設備保守点検29千円 ・空調設備保守点検84千円 他 〔関連施設〕 ・伊藤左千大生家 ・茶室「唯真閣」 ・土蔵 ・伊藤左千大立像設置 8,000千円 【予算】 15,221千円				
文化連盟			【成東町芸術文化協会】 ①目的 町芸術文化の創造と振興を願い、各文化団体が相互に連携と親睦を図りながら、明るく豊かで、うるおいのある町づくりに寄与することを目的とする。 ②補助額 475千円 ③活動内容 部会等の発表会開催 研修視察 町主催の文化祭の他各種団体の催しに参加協力 総会 1回 常任理事会 月1回程度開催 芸文協だより年1回発刊 芸文協祭り開催 芸能発表会、作品展示、囲碁将棋大会 9部会・45文化団体加入 ④役員構成 会 長 1名 副会長 若干名（現在2名） 理事長 1名 理 事 若干名（現在45名） 常任理事若干名（現在18名） 監 事 2名 庶務会計 2名 顧問 若干名（現在3名） （事務局は中央公民館）	【山武町芸術文化協会】 ①目的 山武町における芸術文化の継承と発展に寄与し情操豊かな町民文化の向上に資する。 ②補助額 300千円 ③活動内容 平成12年11月に設立。町内の文化グループ・団体が入会。31団体 総会1回 役員会 理事会3～4回 ・視察研修 ・町民文化祭等の年間行事等に出陳 ④役員構成 会 長 1 副会長 1 顧 問 1 常任理事 2 会 計 2 監 事 2 理 事 2 4 （事務局は教育委員会社会教育係内に置く）	該当事業なし	該当事業なし	文化連盟については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。

項 目	現 況					調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【財源】（平成14年度） ・ 団体会費 200,000円（50団体×4,000円） ・ 町補助金 475,000円 ・ その他 128,184円 ・ 合計 803,184円	【財源】 ・ 団体会費 2,000円 団体数 × 2,000円 ・ 町補助金 300,000円 ・ 文化クラブ育成補助金			
文化財保護		【文化財審議会の設置】 ①目的 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に答申する。 ②組織 ・ 委員は、学識経験のある者の内から教育委員会が委嘱する。定数は10名以内で組織する。任期は2年で再任は妨げない。 ・ 審議会は教育委員会の諮問に応じ専門的見地から申し入れを行う。現在10名。 ③報酬 6,600円×1名×4回 5,900円×9名×4回 【埋蔵文化財】 埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づき教育委員会が管理する。照会業務・試掘調査は教育委員会が行い、確認調査及び本調査は財団法人山武郡市文化財センターに委託する。	【文化財審議会の設置】 ①目的 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。 ②組織 ・ 委員は、学識経験のある者から教育委員会が選出し委嘱する。定数は10名以内とする。任期は2年で再任は妨げない。 ・ 審議会は教育委員会の諮問に応じ専門的見地から申し入れを行う。現在6名。 ③報酬 年額18,200円×8名 【埋蔵文化財】 埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づき教育委員会が管理する。照会業務・試掘調査は教育委員会が行い、確認調査及び本調査は財団法人山武郡市文化財センターに委託する。	【文化財審議会の設置】 ①目的 文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、また意見をし、必要な調査を行う。 ②組織 ・ 審議会は、委員10人以上で組織する。 ・ 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。 ・ 委員の任期は2年とし再任を妨げない。 現在8名。 ③報酬 5,400円×2回×8名 【埋蔵文化財】 埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づき教育委員会が管理する。照会業務・試掘調査は教育委員会が行い、確認調査及び本調査は財団法人山武郡市文化財センターに委託する。	【文化財審議会の設置】 ①目的 文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行う。 ②組織 ・ 審議会は10人以内で組織する。 ・ 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。 ・ 委員の任期は2年とし再任を妨げない。 ・ 現在10名。 ③報酬 6,900円×1名×4回 5,800円×9名×4回	4. 新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。また、指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
			【指定文化財】 町内に所在する指定文化財については、次のように区分し、指定件数は以下のとおりである。	【指定文化財】 町内に所在する指定文化財については、次のように区分し、指定件数は以下のとおりである。	【指定文化財】 村内に所在する指定文化財については、次のように区分し、指定件数は以下のとおりである。	【指定文化財】 町内に所在する指定文化財については、次のように区分し、指定件数は以下のとおりである。	
			国指定文化財 天然記念物 県指定文化財 有形文化財 彫 刻 有形民俗文化財 史 跡 天然記念物 町指定文化財 有形文化財 建築物 石塔等 美術工芸品 絵 画 彫 刻 書籍典籍等 古文書 考古資料等 歴史資料等 無形民俗文化財 史跡 天然記念物 合 計	記念物 史 跡 天然記念物 有形文化財 建築物 美術工芸品 彫 刻 考古資料 合 計 (県指定1)	有形文化財 無形文化財 県指定文化財 有形文化財 合 計	史 跡 (県指定2) 有形文化財 建築物 歴史資料 登録文化財 (県指定1) 無形民俗文化財 合 計	
			1 2 1 3 2 2 1 1 1 1 1 1 4 6 2 2 1 2 2 1 2 6	2 2 2 1 1 1 1 9	4 1 1 1 6	2 7 1 1 4 15	

社会教育事業の取扱いについて

社会教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-27 社会教育事業の取扱い
1. 生涯学習振興計画については、合併後に再編する。 2. 各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ただし、統合が必要な事業については、合併時まで調整する。 3. 成人式については、合併時まで調整する。 4. 図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとする。 ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 5. 学校開放については、合併時まで調整する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-27 社会教育事業の取扱い	1. 生涯学習振興計画については、合併後に再編する。 2. 各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ただし、<u>統合が必要な事業</u>については、合併時まで調整する。 3. 成人式については、<u>合併時まで調整する。</u> 4. 図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとする。ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 5. 学校開放については、合併時まで調整する。	<u>1. 文化スポーツ関連施設の使用料については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、減免規定については合併時まで調整する。</u> 2. 生涯学習振興計画及び「スポーツ振興計画」の策定については、合併後に再編する。 3. 各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ただし、<u>同趣旨の事業</u>については、合併時まで調整する。 4. 社会教育・スポーツ活動関係の助成については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。 5. 成人式については、<u>合併後に再編し、1会場、2回開催とする。</u> 6. 図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとする。ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。 7. 学校開放については、合併時まで再編する。<u>電気料等の受益者負担については、合併時から徴収する方向で検討する。</u> <u>8. 社会体育施設・生涯学習施設の整備については、計画を再検討し、合併後に再編する。</u>

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	23-27 社会教育事業の取扱い
調整の方針	1. 生涯学習振興計画については、合併後に再編する。 2. 各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、統合が必要な事業については、合併時までに調整する。 3. 成人式については、合併時までに調整する。 4. 図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとす。ただし、開館日等の調整は合併時までに進行。 5. 学校開放については、合併時までに調整する。

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
「生涯学習振興計画」の策定	【概要】『生涯学習推進計画概要』もっと元気な自分がある～自分再発見～と題し平成10年3月に策定した。 生涯学習推進基本計画の内容 ①町民の生涯学習活動に対する支援 ②学習機会の拡充 ③生涯学習推進条件の整備 ④新しい挑戦（町民の要望に応える学習機会の提供） 上記を主な柱としている。	【概要】山武町においては、「生涯学習振興計画」と言われるようなものは、特にない。 山武町総合計画（H14～H23）中には「豊かな心をはぐくむ教育・文化創造のまち」をテーマに位置付けられている。 ①生涯に渡る学習体系の確立 ②地域に根ざした特色ある学校教育の充実 ③家庭及び地域における教育の充実 ④個性と創造性豊かな文化の創造などが柱になっている。	【概要】蓮沼村においては、「生涯学習振興計画」と言われるようなものは、特にない。 蓮沼村総合計画（H8～H17）中には「輝く人となる教育・文化・スポーツの振興」をテーマに位置付けられている。 ①幼児教育の充実 ②学校教育の充実 ③生涯学習の推進 ④スポーツ施設の充実 ⑤スポーツ大会等の充実 ⑥芸術文化活動の振興 ⑦文化財の保護などが柱になっている。	【概要】松尾町においては、「生涯学習振興計画」と言われるようなものは、特にない。 松尾町総合計画（H14～H23）中には「個性豊かな人と文化を育てるまち」をテーマに位置付けられている。 ①学校教育の充実 ②家庭・地域教育の充実と青少年の健全育成 ③生涯学習の振興 ④生涯スポーツの振興 ⑤個性豊かな文化づくり ⑥地域間交流と男女共同参画による地域活性化などが柱になっている。	「生涯学習振興計画」の策定については、合併後に再編する。
各種講座の開催	社会教育講座 公民館講座	ふれあい講座 生涯学習「町民カレッジ」	IT講習会 絵手紙教室	洗心館主催事業	各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、統合が必要な事業については、合併時までに調整する。
人材育成事業	各種指導者研修参加負担を助成	ジュニアリーダークラブ	該当なし	青少年海外派遣事業	
家庭教育学級に関すること	家庭教育学級 合同家庭教育学級	家庭教育学級	家庭教育学級	家庭教育学級	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
青少年育成市町村民会議			成東町青少年育成町民会議 町補助金 450,000円	青少年育成山武町民会議 町補助金 50,000円	該当なし	該当なし	
青少年健全育成事業			成東町青少年相談員連絡協議会 補助金 1,116,000円	山武町青少年相談員連絡協議会 補助金 739,000円	蓮沼村青少年相談員連絡協議会 補助金 550,000円	松尾町青少年相談員連絡協議会 補助金 540,000円	
図書館（室）自主事業			・文化講演会 ・おはなし会 ・夏休みおはなし会 ・ブックリサイクル ・ボランティア受入れ ・図書館ツアー ・ビデオ鑑賞会 ・メールマガジン ・新着案内 ・蔵書点検	・おはなし会 ・ビデオ上映会 ・子ども読書感想画展 ・一日図書館員 ・夏休み読書ラリー ・読書の達人 ・クリスマスおはなし会 ・リサイクルブックフェア ・森の風だより ・ホームページ ・宅配サービス ・出張おはなし教室	該当なし	該当なし	
公民館自主事業			①中央公民館主催事業 ・成人学校 13学級 ・小中学生対象事業 2教室 ・その他の主催事業 9事業 ・IT講習会 36講座 ・クラブ活動	該当なし	①公民館主催事業 ・園芸講座 8回 ・クラブ活動 10団体 ・囲碁将棋大会	洗心館主催事業 ・成人学校 3教室 ・園芸講座 10講座 ・生涯学習講座 10講座 ・IT講習会 8回 ・親子陶芸教室	
各種スポーツ大会			・町民野球大会 ・町民ゴルフ大会 ・町民バレーボール大会 ・町民テニス大会 ・グランドゴルフ大会 ・町民サッカー大会 ・町民剣道大会 ・ちびっこすもう大会 ・町民体育祭 ・松風マラソン大会 ・町民卓球大会	・町民歩け歩け大会 ・町民胸相撲大会 ・町民ゴルフ大会 ・町民バレーボール大会 ・硬式テニス大会 ・町民野球大会 ・町民体育祭 ・町民ソフトボール大会 ・地区対抗ゴルフ大会 ・町民ロードレース大会 ・町民駅伝大会	・地区対抗野球大会 ・村民ゴルフ大会 ・村スポーツ・レクリエーション祭 ・村民体育祭大会 ・村民バレーボール大会	・ブロック対抗女性グラウンド・ゴルフ大会 ・ブロック対抗壮年ソフトボール大会 ・町民体育祭 ・婦人バレーボール大会 ・軽スポーツ大会 ・高齢者がらんどゴルフ大会 ・町内一周駅伝大会 ・町民野球大会 ・アマチュアゴルフ大会	
スポーツ教室、講習会			・バレーボール審判講習会 ・少年柔道教室 ・町民テニス教室 ・町民ソフトテニス教室	・さわやかスポーツデー ・パークゴルフ教室	・バトミントン講習会 ・軽スポーツ教室	・バトミントン講習会 ・各種スポーツ教室	

項 目	現 況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	
		【開館時間】 午前9時30分～午後6時 【資料数】 図書総冊数 73,915冊	【開館時間】 午前9時～午後5時 (15年度は7月23日 ～8月31日は午後6時 まで) 【臨時開館】 5月5日、11月3日 【資料数】 図書総冊数 57,073冊 CD-ROM 236タイトル (館内用) DVD 32タイトル (館内用) ビデオ 35本 (館内用) 購入雑誌 126誌 購入新聞 15紙	【開館時間】 午前8時30分～午後5時 【資料数】 図書総冊数 6,539冊	【開館時間】 午前9時～午後5時 【資料数】 図書総冊数 8,000冊
公民館運営管理		【概要】 中央公民館を適正に維持 するための管理等を行 う。 予算額 6,222千円 【内訳】 役務費 707 委託料 5,124 使用料及び賃借料 391	該当なし	【概要】 中央公民館を適正に維持 するため管理等を行う。 予算額 5,515千円 【内訳】 公民館運営審議会委員 報酬 76 会議費 41 図書購入費 300 需用費 34 役務費 237 委託料 1,858 使用料及び賃借料 30	【概要】 洗心館を適正に維持する ための管理等を行う。 予算額 28,684千円 【内訳】 役務費 248 委託料 2,906 使用料及び賃借料 15 【概要】 農村環境改善センターを 適正に維持するための管 理等を行う 【内訳】 委託料 1,332 工事請負費 1,600 役務費 125 需用費 2,791

項 目	現 況				調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
成人式	【概要】 15年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 【該当者】 昭和58年4月2日生～昭和59年4月1日生 町出身者 【実施日及び会場】 平成16年1月11日(日) 成東町文化会館のぎくプラザ 実行委員会の設置	【概要】 15年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 【該当者】 昭和58年4月2日生～昭和59年4月1日生 町出身者 【実施日及び会場】 平成16年1月11日(日) さんぶの森文化ホール 実行委員会の設置	【概要】 15年度内に満20歳を迎える村民・村出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 【該当者】 昭和58年4月2日生～昭和59年4月1日生 村出身者 【実施日及び会場】 平成16年1月12日(祝) 蓮沼村スポーツプラザ多目的ホール 実行委員会の設置	【概要】 新成人となった者を祝う式典を行なう。 【該当者】 当該年度に満20歳を迎える町民、町出身者 【実施日及び会場】 当該年度の「成人の日」、またその前の日曜日。実際には消防の「出初め」の日との調整となる。平成15年度は、平成16年1月12日(月) 農村環境改善センター	成人式については、合併時まで調整する。
図書館(室)運営管理	【開館】 平成8年5月 【休館日】 毎週月曜日(祝日の場合は、翌々日) 祝日の翌日年末年始(12月28日～1月4日) 館内整理日(毎月最終平日) 特別整理期間(事前に広報)	【開館】 平成10年5月 【休館日】 毎週月曜日 祝日(月曜日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月4日) 館内整理日(毎週最終平日) 特別整理期間(年間14日以内。事前にお知らせ)	【開館】 昭和52年10月 【休館日】 毎週月曜日 祝日(月曜日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)	【開館】 昭和59年4月 【休館日】 毎週月曜日 年末年始(12月28日～1月4日) 特別の事情により、館長が休館を認めた日	図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については、現行のとおりとする。ただし、開館日等の調整は、合併時までに行う。

項 目	現 況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	進 沼 村	
社会体育施設・生涯学習施設の運営・維持管理業務		体育施設維持管理業務 予算額 37,248千円	体育施設維持管理業務 予算額 38,929千円	体育施設維持管理業務 予算額 22,824千円	体育施設維持管理業務 予算額 7,618千円
		【施設】 ○成東町総合運動公園 (野球場・陸上競技場兼サッカー場・テニスコート6面・相撲場・芝生広場・サンド広場・緩衝緑地・管理棟・倉庫・屋外便所・調整池2箇所)	【施設】 ○山武町町民会館 視聴覚室・町民ホール・調理実習室・団体室・資料室・小研修室・音楽室他	【施設】 ○進沼村総合運動広場 野球場	【施設】 ○松尾町運動公園 野球場 テニスコート2面 多目的スポーツ広場
		【利用時間】 午前9時～午後9時	【利用時間】 午前9時～午後10時	【利用時間】 午前9時～午後5時	【利用時間】 午前9時～午後10時
		【休館日】 12月29日～1月3日	【休館日】 ①毎週月曜日 ②年末年始 12月28日～1月4日	【休館日】 ①毎週月曜日 ②年末年始 (12月26日～1月4日)	【休館日】 ①毎週月曜日 ②休日の翌日 ③年末年始 (12月28日～1月4日)
		【利用方法】 申請は、総合運動公園管理事務所で使用日の1ヶ月前から受付ける。 鍵は、総合運動公園管理事務所で授受する。	【利用方法】 使用予定日の3ヶ月前までに、所定の申請用紙で教育委員会に申しこむ。	【利用方法】 申請は、進沼村スポーツプラザ（教育委員会）にて使用日の2ヶ月前（村内）1ヶ月前（村外）から受付する。	【利用方法】 申請は運動公園管理事務所で使用日の1ヶ月前から受付する。 鍵は、運動公園管理事務所で授受する。
		【維持管理内容】 防犯・火災監視業務・管理・清掃・自動ドア保守管理・植栽管理・浄化槽保守管理・電気保安管理 ○成東町白幡スポーツ広場 野球場兼サッカー場	【維持管理内容】 防犯・火災監視業務・管理・清掃・植栽管理・浄化槽保守管理・電気保安管理 ○山武町中央体育館	【維持管理内容】 除草・清掃を状況により委託。 ○進沼村スポーツプラザ 多目的ホール アリーナ 運動広場 しおさい館	【維持管理内容】 野球場及び運動場維持管理業務委託 電気設備保安業務委託

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
			【利用時間】 午前9時～午後5時 【休場日】 12月29日～1月3日 【利用方法】 使用日前日までに使用許可申請する。 申請は、総合運動公園管理事務所で使用日の1ヶ月前から受付けする。 鍵は、総合運動公園管理事務所で授受する。 【維持管理内容】 除草・清掃を状況により委託する。 盛土、不陸整正、転圧を1回委託する。	【利用時間】 午前9時～午後10時 【休館日】 毎週月曜日 年末年始 (12月28日～1月4日) 【利用方法】 使用予定日の3ヶ月前までに、所定の申請用紙で教育委員会に申しこむ。 【維持管理内容】 防犯・火災監視業務・管理・清掃・植栽管理・浄化槽保守管理・電気保安管理 ○その他体育施設 テニスコート1面 野球場1面 総合グラウンド 【利用時間】 日の出から日没まで 【休館日】 なし 【利用方法】 使用予定日の3ヶ月前までに、所定の申請用紙で教育委員会に申しこむ。 【維持管理内容】 清掃等	【利用時間】 午前9時～午後9時30分 【休館日】 毎週月曜日 年末年始 (12月28日～1月4日) 【利用方法】 申請は、蓮沼村スポーツプラザ（教育委員会）にて使用日の2ヶ月前（村内）1ヶ月前（村外）から受付けする。トレーニングルームは当日受付。 【維持管理内容】 合併浄化槽管理・合併浄化槽水質検査・合併浄化槽法定検査・エレベーター保守管理・自動ドア保守管理・電気保安業務・トレーニング機器保守点検・消防用設備等点検・清掃業務・植栽管理・機械設備保守管理・機械警備・部隊設備保守点検		

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
学校開放			【開放施設】 小学校5校 中学校2校 【受益者負担】なし	○山武町武道館 剣道場・柔道場 【利用時間】 午前5時～午後10時 【休館日】 (12月28日～1月4日) 【利用方法】 使用予定日の3ヶ月前までに、所定の申請用紙で教育委員会に申しこむ。 【維持管理内容】 清掃・浄化槽維持管理・電気設備保守管理等 【その他】 ①現在「総合運動場」を整備中 ②出光所有の野球場とテニスコート4面を町で取得予定 ③平成15年度においてテニスコート6面整備予定。 【開放施設】 小学校4校 中学校2校 【受益者負担】 1時間あたり照明料 全小学校体育館 150円 山武中体育館 150円 山武南中体育館 250円 山武南中武道館 100円	【開放施設】 小学校1校 中学校1校 【受益者負担】なし	【開放施設】 小学校3校 中学校1校 【受益者負担】なし	学校開放については、合併時までに調整する。

協議第57号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	23-28 電算システムの取扱い
1. 住民サービスに直接関連する電算システムは、住民サービスに支障がないよう合併時にシステムを統合する。 2. 事務組織運営上の基盤となる電算システムについては、新市の事務機構及び組織において支障がないよう合併時にシステムを統合する。 3. その他電算システムは、業務に支障がないよう合併時まで調整する。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-28 電算システムの取 扱い	1. 住民サービスに直接関連する電算システムは、住民サービスに支障がないよう<u>合併時に</u>システムを統合する。 2. 事務組織運営上の基盤となる電算システムについては、新市の事務機構及び組織において支障がないよう<u>合併時に</u>システムを統合する。 3. その他電算システムは、業務に支障がないよう<u>合併時まで</u>に調整する。	1. 住民サービスに直接関連する電算システムは、住民サービスに支障がないよう<u>合併までに</u>システムを統合する。 2. 事務組織運営上の基盤となる電算システムについては、新市の事務機構及び組織において支障がないよう<u>合併までに</u>システムを統合する。 3. その他電算システムは、業務に支障がないよう<u>合併までに</u>調整する。

〔参考資料〕

○各町村の電算システム運用状況

●システム単独導入 ○システム共同導入

大分類		中分類		小分類		連番	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町
NO	分類名	NO	分類名	NO	分類名					
1	住民記録	1	住民記録	1	住民記録	1	○	○	○	○
		2	印鑑登録	2	印鑑登録	2	○	○	○	○
		3	外国人登録	3	外国人登録	3	○●	○●	○	○●
2	戸籍	1	戸籍	1	戸籍	4	●	●	●	●
				2	戸籍附票	5	●	●	●	●
3	住基ネット	1	住基ネット	1	住基ネット	6	●	●	●	●
4	税	1	住民税	1	個人	7	○	○	○	○
				2	申告受付	8	●	●	●	●
				3	法人	9	●	●		●
		2	固定資産税	1	土地	10	○	○	○	○
				2	家屋	11	○●	○●	○●	○●
				3	償却資産	12	○	○	○	○
		3	軽自動車税	1	軽自動車税	13	○	○	○	○
		5	税収納業務	1	税収納業務	14	○●	○●	○●	○
		6	宛名管理	1	宛名管理	15	○	○	○	○
		7	口座管理	1	口座管理	16	○	○	○	○
		8	固定資産管理	1	固定資産GIS	17	●	●	●	●
5	国保 老保	1	国保	1	資格管理	18	○	○	○	○
				2	高額療養費	19	○●	○●	○	○●
				3	レセプト	20	○	○	○	○
				4	国保税(料)	21	○	○	○	○
				5	国保ライン	22	●	●	●	●
				6	調整交付金	23	●	●	●	●
		2	老人医療	1	資格管理	24	○	○	○	○
				2	高額療養費	25	○●	○●	○	○●
				3	レセプト	26	○	○	○	○
6	国民年金	1	国民年金	1	国民年金	27	○	○	○	○
		2	老齢福祉年金	1	老齢福祉年金	28	○	○	○	○
				2	障害者福祉年金	29	○	○	○	○
7	住民生活	1	し尿	1	し尿処理手数料	30	○	○	○	○
			畜犬登録	2	畜犬登録	31	●	●		●
8	福祉	1	介護保険	1	資格管理	32	○●	○●	○●	○●
				2	認定	33	○●	○●	○●	○●
				3	保険料	34	○	○	○	○
				4	給付実績	35	●	●	●	●
		2	手当	1	児童手当	36	●	●		●
		3	身体療育	1	障害者手帳管理	37	●			
		4	重心医療	1	重心資格管理	38	●			
				2	重心医療費	39	●			
		5	乳幼児医療	1	乳幼児資格管理	40	○	○	○	○
		6	施設入所	1	老人施設入所	41	●			
				2	障害施設入所	42	●			
		7	児童福祉	1	保育料	43	●	●		●
				2	給食管理	44				●
		8	支援費	1	資格管理	45	●			
				2	認定	46	●			
				3	支給	47	●			
9	保健	1	各種検診	1	検診票作成	48	●	○	○	●
				2	受診データ管理	49	●			●
				3	健康教室	50	●			●
				4	予防接種管理	51	●			●
		2	健康管理	1	乳幼児管理	52	●			●
				2	訪問管理	53	●			●
				3	生活習慣改善	54				●
				4	健康管理台帳	55	●			●
				5	健康管理統計	56	●			●
				6	老人・地域保険書管理	57				●
				7	保健師活動支援	58	●			●
10	経済産業	1	農業集落排水	1	使用料	59				●
		2	農業委員会	1	農家台帳	60	●	●		●
		3	農地関係	1	転作関係	61	●	●	●	●
				2	農振台帳管理GIS	62		●		

〔参考資料〕

○各町村の電算システム運用状況

●システム単独導入 ○システム共同導入

11	建設	1	住宅管理	1	住宅使用料	63	●			
		2	道路台帳	1	道路台帳	64				●
		3	法定外公共物	1	法定外公共物管理GIS	65	●			●
		4	設計積算	1	設計積算	66	●	●	●	●
12	都市計画	2	都市計画	1	都市計画GIS	67	●			●
13	教育	1	幼稚園	1	幼稚園保育料	68	○			
		2	学校教育	1	学齢簿	69	●	○	○	
				2	新入学通知	70	●			
				3	給食費	71	○	○		
				4	給食管理	72	●	●	●	●
		3	図書館	1	蔵書管理	73	●	●		
14	水道	1	料金関係	1	料金関係	74		●		
		2	企業会計	1	企業会計	75		●		
16	選挙	1	選挙関係	1	選挙人名簿	76	○●	○	○	○
				2	不在者投票管理	77	●			
				3	投票・開票事務	78	●	●	●	●
				4	農業委員選挙	79	○●	○	○●	○
17	総務	1	文書管理	1	文書管理	80	●	●	●	●
		2	例規集	1	例規集	81	●	●	●	
		3	人事	1	辞令	82	●	●		●
				2	人事記録	83	●	●		●
		4	役員管理	1	役員員管理	84	●			
		5	給与	1	月例	85	●	○	○	○
				2	期末・勤勉手当	86	●	○	○	○
				3	年末調整	87	●	○	○	○
		6	報酬等管理	1	議員報酬	88	●			
				2	臨時・嘱託等賃金計算	89	●			
		7	財務会計	1	予算編成	90	●	●	●	●
				2	予算執行	91	●	●	●	●
				3	決算処理	92	●	●	●	●
				4	決算統計	93	●	●	●	●
				5	歳計外・基金管理	94	●	●	●	●
				6	財産管理	95			●	●
				7	備品管理	96	●		●	●
		8	契約管理	1	業者管理	97		●	●	●
				2	入札管理	98		●		
		9	起債管理	1	起債管理	99	●	●	●	●
		10	消防団管理	1	消防団管理	100	●	●	●	●
		11	防災無線	1	戸別受信機管理	101	●			
18	その他	1	地理情報	1	統合型GIS	102	●			
		2	グループウェア	1	グループウェア	103	●	●	●	●
		3	ホームページ管理	1	ホームページ管理	104	●	●	●	●
		4	LGWAN 接続	1	LGWAN 接続	105	○	○	○	○
		5	会議室・公用車予約	1	会議室・公用車予約	106	●	●	●	●

協議第 3 3 号－ 2

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）について、別紙のとおり提案する。

平成 1 7 年 3 月 1 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎